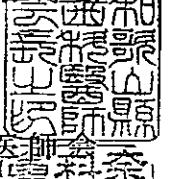
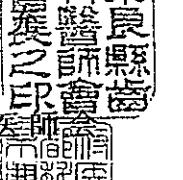
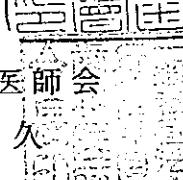
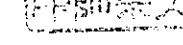


# 大規模災害発生時の相互応援に関する協定書

大規模災害発生時の近畿北陸地区歯科医師会相互応援について、別紙の通り協定を締結する。

この協定を締結したことを証するため、本書9通を作成し、各自その1通を所持する。

平成26年9月28日

一般社団法人富山県歯科医師会 会長 吉田季	
一般社団法人石川県歯科医師会 会長 蓮池芳	
一般社団法人福井県歯科医師会 会長 齊藤愛	
一般社団法人滋賀県歯科医師会 会長 芦田欣	
一般社団法人和歌山県歯科医師会 会長 中谷譲	
一般社団法人奈良県歯科医師会 会長 森口浩	
一般社団法人京都府歯科医師会 会長 平塚靖	
一般社団法人大阪府歯科医師会 会長 太田謙	
一般社団法人兵庫県歯科医師会 会長 豊川輝久	

(趣旨)

第1条 近畿北陸地区（以下「近北地区」という）歯科医師会の域内で大規模災害（災害対策基本法第2条第1号に定める災害など）が発生し、相互支援を行う場合は、この協定の定めによるものとする。

(連絡調整)

第2条 大規模災害が発生した場合、役員連絡協議会当番府県歯科医師会（当番府県が被災地である場合は、次年度当番府県）は、被災府県歯科医師会に対し被災状況および支援の必要性を確認するものとする。

2 被災地歯科医師会から支援要請があった場合、当番府県歯科医師会は、近北地区歯科医師会専務理事連絡協議会を招集もしくは電話による持ち回り協議により、支援策について検討するものとする。

(応援出動)

第3条 各府県行政や各府県医師会等の災害医療活動に帶同して歯科医療活動を実施する場合を除き、検死活動等への応援出動は、日本歯科医師会の指揮下に入り、その要請に基づいて行うものとする。

(施行)

第4条 この協定は、平成26年9月28日から施行する。